

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世帯を応援し、経済的な負担軽減を図るために、令和元年10月に開始されたものです。

対象者

幼稚園、認可保育施設、私設保育施設(認可外保育施設)等を利用する次の子どもが対象です。

- ・3歳から5歳までのすべての子ども(4月1日時点の年齢)
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども(4月1日時点の年齢)

無償化の対象範囲

無償化の対象経費は教育・保育に係る費用(保育料)のみで、次の費用は対象となりません。

- ・日用品や文房具等の購入、行事への参加に係る費用
- ・給食食材料費
- ・延長(時間外)保育や病児病後児保育の利用料(ただし、下記表④において保育の必要性がある方が利用する場合は無償化の対象です)

また、子どもが主として利用する施設と保護者の就労状況等(保育の必要性の有無)により、無償化の対象範囲が決定されます。

主として利用する施設	保育の必要性(1ページ参照)		
	無	有	
幼稚園	① 幼稚園(施設型給付・新制度移行) 認定こども園(教育)	無 償 ※預かり保育は対象外	無 償 ※預かり保育は、日額450円×利用日数(月額11,300円※2)を上限に無償化
	② 幼稚園(私学助成・新制度未移行)	無 儒 ※月額25,700円を超える分は支払いが必要 ※預かり保育は対象外	無 儻 ※月額25,700円を超える分は支払いが必要 ※預かり保育は、日額450円×利用日数(月額11,300円※2)を上限に無償化
認可保育施設	③ 認可保育施設 認定こども園(保育) 小規模・家庭的保育事業		無 儗
私設(認可外)保育施設等	④ 藤沢型認定保育施設 幼稚園教育施設 その他届出保育施設等※1	〈利用しても無償化の対象外〉	月額37,000円※2を上限に無償 ※他の私設保育施設等との併用が可能
	⑤ 企業主導型保育事業		無 儗 ※国が定める利用者負担相当額を超える分は支払いが必要

※1 「その他届出保育施設等」とは、他の類型のいずれにも属さない私設保育施設(認可外保育施設)のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※2 無償化上限額(11,300円又は37,000円)は3歳から5歳までの児童の場合。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額(16,300円又は42,000円)までが無償化の対象となる。